

求職者支援制度のご案内

□ 求職者支援制度とは？

再就職、転職、スキルアップ*を目指す方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です

※今すぐの転職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方も対象



**月10万円
給付金**

訓練期間中の生活を支援するため、収入や資産などの要件を満たした方は、給付金を受給しながら訓練を受講できます



**無料の
職業訓練**

給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練**を受講できます
(テキスト代などは自己負担)



**就職
サポート**

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワーク**が求職活動をサポートします

□ どういう方が利用できる？



給付金を受けて訓練を受講する方		給付金を受けずに訓練を受講する方 (無料の訓練のみ受講する方)	
離職者	- 雇用保険の適用がなかった離職者の方 - フリーランス・自営業を廃業した方 - 雇用保険の受給が終了した方など	離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など（親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など	在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・青森労働局・ハローワーク

LL070404局訓練01

□ 制度活用の主な要件

訓練受講の要件

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと



制度の詳細

給付金の要件

- 本人収入が月8万円以下
 - 世帯全体の収入が月30万円以下
 - 世帯全体の金融資産が300万円以下
 - 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
 - 訓練実施日**全て**に出席する
- やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合※でも、**8割以上出席**する

全ての要件を満たす必要があります。他にも要件があるので、詳しくはハローワークまで



※育児・介護を行う方や求職者支援訓練(基礎コース)を受講する方は証明ができない場合を含める

✓ 給付金が受けられなくても、交通費(通所手当)のみ受給することができる場合もあります。

□ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

訓練期間は
2～6か月



訓練のコース検索
はこちら

✓ 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

利用者の声



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

まずは、お近くのハローワークにご相談ください！

ハローワーク
連絡先

